

# 社会保障審議会 企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会 ヒアリング資料

2017年3月21日

日本労働組合総連合会(連合)

## ◆ 連合の企業年金についての基本的な考え方



- 企業年金は退職給付の一部をなすものであり、賃金の後払いとしての性格と老後の生活保障としての機能を有するもの。将来にわたって安定的な給付を約束する企業年金が必要であり、確定給付企業年金(DB)が基本。
- 一方で、公的年金の所得代替率が長期的に低下する中、公的年金の補完機能に鑑み、中小・零細企業で働く労働者や非正規労働者を含むすべての労働者に対する企業年金の普及促進を抜本的に強化することが必要。
- 個人型確定拠出年金(個人型DC)は自助努力に基づく資産形成の仕組みであり、DBや企業型DCといった企業年金とは性格が全く異なる。改正DC法による個人型DCの加入範囲の拡大に伴い、企業年金から個人型DCへの切り替えが行われないようにするべき。
- 企業年金は退職給付制度の大きな柱の一つであり、労使が十分な協議のもとで明確な方針を示し、労働組合が絶えず関与・監視し続けられる仕組みが必要。また、加入者の理解が進むよう、情報開示を徹底するべき。

## ◆運用商品提供数の上限について〈企業型〉



### 【労使合意のなされ方について】

- 運用商品の追加などDCの設計・変更にあたっては、定期的または臨時的に開催する労使協議の場で協議。また、DCの実施状況については、労使で構成する専門委員会や労使間の事務打ち合わせの場で定期的に確認。

### 【運用商品の説明について】

- 運用商品の説明として、導入時教育においては、新入社員などの入社説明会・研修等の際に、運営管理機関や事業主が実施。その際、加入者による商品選択を実施。
- 新規商品の説明は、継続教育の場で実施。説明方法は、運営管理機関による事業所単位で複数回の説明会の実施やeラーニングでの実施、冊子等の配布など様々。また、継続教育が十分実施されていない企業も存在。

## ◆運用商品提供数の上限について〈企業型〉



### 【提示されている商品実態】

- DCにおける運用商品数について、1桁から40を超える商品数まで様々。
- しかし、運用商品数が多いため加入者が商品選択に困難を来しているとの認識を有している組織の存在は聞かれないが、元本確保型を選択している加入者の多さに課題認識。

### 【運用商品提供数の上限についての考え方】

- 企業年金は退職給付であることから、運用商品数の設定については、労使での決定が尊重されるべき。
- むしろ、2017年1月からの個人型DCの加入範囲の拡大や「iDeCo」の宣伝・露出効果により、組合員からは様々な運用商品の提供要望が高まっているとの声も。
- 運用商品の導入にあたっては、加入者からの要望だけではなく、企業の資本関係や取引先など様々な要因も考慮されている実態がある。

法令に基づく運用商品提供数の上限については、現在実施されている企業型DCの実態に則し、加入者に混乱を招かないような検討が必要。

## ◆運用商品提供数の上限について〈個人型〉



### 【運用商品提供数の上限についての考え方】

- 個人型DCは、加入者がそれぞれの内容を判断材料として運営管理機関を自ら選択し、運用指図を行うという個人の自助努力にもとづく資産形成の仕組み。
- 個人型DCは、運営管理機関によって商品数、商品構成、サービス内容、手数料など様々。

法令に基づく運用商品提供数の上限については、加入者に幅広い選択肢が引き続き提供されるよう検討が必要。

## ◆指定運用方法の基準について〈企業型〉



### 【デフォルト商品の実態について】

- デフォルト商品の設定を行っていないDCがある一方で、デフォルト商品を設定しているDCも存在。
- デフォルト商品について、運用損失による労使の責任を重視する考えにより定期預金を設定するDCが多い一方、中には、退職給付の水準確保を重視する考えにより、投資信託を設定したDCも存在。なお、長期的な水準確保を課題として認識する労働組合も。
- デフォルト商品を設定していないDCでは、商品説明と併せて加入者に何らかの運用商品をするよう徹底することで、デフォルト商品の設定を必要としないと認識。

## ◆指定運用方法の基準について〈企業型〉



### 【デフォルト商品適用者への働きかけ】

- デフォルト商品を適用となった加入者に対して、運営管理機関や事業主から継続的に案内や働きかけが実施されている例も存在。
- 加入者が希望する商品がデフォルト商品（元本確保型商品など）と同じであるため、あえて運用指図を行わない可能性も。

### 【指定運用方法の基準についての考え方】

- 企業年金は退職給付であることから、指定運用方法の基準について労使での決定が尊重されるべき。
- デフォルト商品を設定する場合、設定にあたり選択した商品の理由や適用時期などを加入者に対して明確に周知・徹底をはかるべき。

指定運用方法の基準については、元本確保型商品が選好されている実態を踏まえた検討が必要。

## ◆指定運用方法の基準について〈個人型〉



### 【指定運用方法の基準についての考え方】

- デフォルト商品を設定する場合、設定にあたり選択した商品の理由や適用時期などを加入者に対して明確に周知・徹底をはかるべき。

→ 指定運用方法の基準については、加入者が不特定多数で構成されていることから、資産の欠損を発生させない観点を重視した検討が必要。

## ◆その他、DCにおいて認識すべき課題



- 今般、継続的な投資教育が配慮義務から努力義務へ変更されるといった、投資教育を強化するための法改正が実施された。
- 政府や業界をあげて、国民一人ひとりが、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するために、金融リテラシーを身につけるための金融・経済に関する教育なども盛んに実施されている。
- 本来、DCは加入者が自己責任において運用指図を行い、その結果に基づいた給付を受けるという制度。
- デフォルト商品の設定が行われた場合であっても、投資教育に対する事業主の義務は減免されてはならない。
- デフォルト商品の設定自体が、金融リテラシーの後退を促すことを懸念。
- また、過半数を代表する労働組合がない事業所において、民主的な正統性を持つ過半数代表者の選任や、真に加入者意思が反映される運営が行われることが極めて重要。